沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金関係規程 対照表				
沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例	施行規則 (R3. 3. 26改正)	貸付方針 (H30.3.29通知)		
(基金の設置) 第1条 沖縄県の交通方法変更を記念して、国が県に 交付する交付金を市町村(市町村が組織する一部事 務組合を含む。以下同じ。)に貸し付けるため、地 方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規 定に基づき、沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付 基金(以下「基金」という。)を設置する。				
	3 この規則において「合併市町村」とは、市町村の合併 (2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町 村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市 町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをい う。)により設置され、又は他の市町村の区域の全部若し くは一部を編入した市町村をいう。			
(貸付けの対象) 第3条 基金は、市町村が行う道路事業、交通安全 事業、街路事業、区画整理事業その他の道路交通安 全対策施設事業に必要な経費の財源に充てるための 資金(以下「資金」という。)として貸し付けるも のとする。	(貸付対象事業) 第3条 条例第3条に規定する事業は、市町村が行う別表 に掲げる事業とする。	1 一般的事項 交変基金の貸付けは、世代間の負担の公平や市町 村及び市町村が組織する一部事務組合(以下「市町 村等」という。)の財政運営の健全性、財政秩序の 維持、受益者負担の原則等を損なわないものに行う ものとするとともに、次に掲げる事業に優先的に貸 し付けるものとする。 (1) 継続事業 (2) 地方単独事業 (3) 新規事業のうち特に緊急を要する事業		
		8 貸付けを受けることができない経費 次に掲げる経費に該当する場合は、交変基金の貸付けを行わないものとする。 (1) 一般的調査費 (2) 耐用年数の短い施設費(耐用年数が5年未満のもの) (3) 消耗器材費 (4) 備品費(一品の単価が20万円未満又は耐用年数が5年未満のもの) (5) 維持補修費 (6) その他当該地方公共団体の財政状況からみて、一般財源をもって措置することが適当と認められる経費		
	(貸付対象市町村等の要件) 第4条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、次に 掲げる要件を備えていなければならない。	9 貸付けを受けることができない市町村 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年法律第94号)第2条第6号に規定する		

- (1) 事業の計画が適正であること。
- (2) 償還の見込みが確実であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- (4) 地方債の償還について延滞がないこと。

(貸付限度額及び貸付条件)

で定める。

(貸付限度額)

- |第4条 | 資金の貸付額及び貸付条件については、規則|第5条 | 条例第4条に規定する資金(次項に規定するもの| を除く。)の貸付額は、1市町村につき一会計年度1億|例施行規則第5条第1項に規定する「知事が必要と 円以内とする。ただし、知事が必要と認めるときは、こ れを超えて貸し付けることができる。
 - 2 第6条第3項の規定の適用を受ける事業に要する資金 る一会計年度の貸付額の総額を超えないときとす の貸付額は、1合併市町村につき一会計年度2億円以内る。 とする。
 - 3 前2項の場合において、一会計年度の資金の貸付額の 総額は、知事が別に定める額を超えることができない。

財政再生基準が、地方公共団体の財政の健全化に 関する法律施行令(平成19年政令397号)第8条に 規定する数値以上の市町村については、振興資金 の貸付けを行わないものとする。

10 貸付制限を受ける市町村

次の各号に掲げる市町村については、当該各号 に掲げる計画等の内容、その実施状況を勘案し、 交変基金の貸付けを行うものとする。

- (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2条第5号に規定する早期健全化基準が、地方 公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 7条に規定する数値以上の市町村 財政健全化 計画
- $(2) \sim (6)$ (略)

| 11 貸付制限を受ける一部事務組合

10の(1)に掲げる市町村が構成する一部事務組合に ついては、貸付金の償還に充てられる構成市町村毎 の負担金又は補助金の額及び負担割合を勘案し、交 変基金を貸し付けるものとする。

2 交変基金の貸付限度額

沖縄県交通方法変更記念特別事業資金貸付基金条 |認めるとき」とは、資金の借入申込みの総額が沖縄 県交通方法変更記念特別事業資金貸付基金条例施行 規則第5条第2項により別に定めることとされてい

3 貸付額の算定

交変基金の貸付額は、実施事業費から特定財源 (地方債を除く。)を控除した額に、90%を乗じて 得た額以内とする。ただし、交変基金以外の地方債 がある場合、その地方債を控除した額以内とする。

4 一件当たりの金額

交変基金の貸付け一件当たりの金額は、100万円以 上とし、算定した額に10万円未満の端数がある場合 は切り捨てるものとする。

| 6 貸付利率の適用

(貸付条件)

(貸付けの対象) 再掲

第3条 基金は、市町村が行う道路事業、交通安全事業、街路事業、区画整理事業その他の道路交通安全対策施設事業に必要な経費の財源に充てるための資金 (以下「資金」という。)として貸し付けるものとする。

- **第6条** 条例第4条に規定する資金の貸付けの条件は、この規則において別に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 貸付利率
 - ア 離島、辺地又は過疎地域の場合 貸付決定日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た利率(以下「基準利率」という。)に2分の1を乗じて得た利率
 - イ アに掲げる場合以外の場合 基準利率

- (2) 償還期間 15年以内(うち据置期間1年以内)
- (3) 償還方法 元利均等年賦償還
- 2 前項の規定にかかわらず、前年度決算における実質収支 の赤字額が地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第22 条の規定により算定した額以上となる市町村又は実質公債 費比率が18パーセント以上35パーセント未満となる市町村 が行う事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めると ころによる。
- (1) 貸付利率
- ア 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に4分の1 を乗じて得た利率
- イ アに掲げる場合以外の場合 基準利率に2分の1を乗 じて得た利率
- (2) 償還期間 15年以内(うち据置期間1年以内)
- (3) 償還方法 元利均等年賦償還
- 3 第1項第1号又は前項第1号の規定によって算定した利率に小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、当該算定した利率が0.001パーセント未満である場合におけるこれらの号の貸付

- (1) 貸付決定日における貸付利率は、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第29条第1項に基づき、地方公共団体が普通地方長期資金等の借入申込みをする場合の利率(以下「財政融資資金利率」という。)の取扱いに準ずるものとし、財政融資資金利率の元利均等年賦償還方式(全期間固定金利貸付)における各区分の利率を用いて算定した利率を毎年3月に別途通知するものとする。
- (2) 離島、辺地又は過疎地域の市町村とそれ以外の市町村とで構成されている一部事務組合が実施する事業に適用する貸付利率は、原則として基準利率の2分の1を乗じて得た利率とする。ただし、離島、辺地又は過疎地域以外の市町村の負担金のみで賄われている事業については、基準利率を適用する。
- 5 償還期間の原則

交変基金の償還期間については、原則として次に よることとする。

(1) 施設整備事業 15年(沖縄県交通方法変更記 念特別事業貸付基金条例施行規則第6条第3項 の規定により償還期間が10年以内とされた事業 を除く。) (うち据置期間1年) 利率は、0.001パーセントとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、合併市町村(平成22年3月31日までの間に合併を行ったものに限る。)が、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く20年度の間に、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第1項の規定による失効前の同法第3条の規定による市町村建設計画又は市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第3条の規定による合併市町村基本計画に基づき行う事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めるところによる。
- (1) 貸付利率 無利子
- (2) 償還期間 10年以内(うち据置期間1年以内)
- (3) 償還方法 元利均等年賦償還

(償環期日)

- 第6条の2 貸付金の償還期日(償還期間中の貸付利息の 支払期日を含む。以下同じ。)は、第15条及び第16条の 規定により償還する場合を除き、2月1日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、償還期日が休日(日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項第 1号若しくは第3号に掲げる日をいう。)に当たるときは、その翌日を当該償還期日とする。
- 3 元金償還の開始日は、据置期間の終了の日後最初に到来する資金の償還期日とする。

(償還期間等の特例)

- 第6条の3 償還期間及び据置期間は、貸付決定日及び資金の交付を行った日がその日の属する会計年度の1月31日以前であるときは、1年以内に限り延長することができるものとする。
- 2 市町村は、前項の規定により償還期間及び据置期間が延長されたときは、最初の償還期日において支払うべき貸付利息を第2回目の償還期日にまとめて支払うことができるものとする。

(貸付方法)

第7条 資金の貸付けは、証書貸付の方法による。

(借入申込み)

第8条 (略)

(貸付予定額の通知)

第9条 (略)

(借入申請)

第10条 (略)

(貸付決定)

第11条 (略)

(資金交付)

第12条 (略)

(事業計画の変更等)

第13条 (略)

(実績報告及び検査等)

第14条 (略)

(貸付決定等の取消し及び繰上償還)

第15条 (略)

(任意の繰上償還)

- 第16条 資金の貸付けを受けた市町村等は、資金の全部又は一部を任意に繰上償還することができる。この場合当該市町村等は、あらかじめ市町村振興資金繰上償還申請書(第14号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請があったときは、繰上償還させようとする10日前までに市町村振興資金繰上償還通知書(第13号様式)により、当該市町村等に通知する。
- 3 資金の一部を繰上償還した市町村等は、遅滞なく繰上 償還後の修正償還年次計画表を知事に提出しなければな らない。

(延滞利息)

第17条 (略)

(帳簿の備付け)

- 第18条 知事は、基金の状況を明らかにするため、市町 村振興資金貸付基金台帳(第15号様式)を備え付ける ものとする。
 - 2 知事は、貸付金の状況を明らかにするため、市町村振興資金貸付台帳(第16号様式)を備え付けるものと

第2 標準処理期間

通常要すべき標準的な期間は、借入申請から貸付 決定までおおむね1ヶ月程度とし、当該年度末まで に決定が行われるものとする。

なお、最終の借入申込書の提出から貸付予定額の 決定までの期間についても、おおむね1ヶ月程度と する。

12 繰上償還の取扱い

交変基金の任意の繰上償還については、次による こととする。

- (1) 償還は、原則として貸付事業一件単位かつ残存額一括償還とする。
- (2) 償還額は、毎年2月の定時償還後の未償還元金を対象とする。
- (3) 繰上償還日は、貸付事業の元利金の支払い期日と同一とする。

(規則への委任)

関し必要な事項は、規則で定める。

する。

3 資金の貸付けを受けた市町村等は、市町村振興資金 借入台帳(第17号様式)を備え付けておかなければな らない。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理は 第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別 に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(貸付金の限度額に関する特例)

2 第5条第1項本文の規定にかかわらず、当分の間、同項 本文の規定による貸付額は、2億円以内とする。

附 則 (平成11年3月26日規則第19号)

附 則 (略)

別表 (第3条関係)

事業区分	事業内容
1 道路事業	1 道路法(昭和27年法律第180号)第3条 第4号に規定する道路の新設、改良及び 舗装並びに道路の排水施設に関する事業 2 道路の維持管理等に必要な事業
2 交通安全事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する 法律(昭和41年法律第45号)第2条第3項 第2号に規定する施設その他の交通安全施 設に関する事業
3 街路事業	道路法第2条第2項第2号に規定する道路上の並木及び街燈等の整備に関する事業
4 区画整理事業	土地区画整理法(昭和29年法律第119号) 第2条第1項に規定する事業その他の区画 整理事業
5 その他	その他の道路交通安全対策施設事業で知事が特に必要があると認める事業

7 知事が特に必要と認める事業

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施 行規則別表「5 その他の道路交通安全対策施設事業 で知事が特に必要があると認める事業」とは、次の 事業とする。

		(1) 道路交通安全対策施設事業のうち他の事業区 分の対象とならない事業 (2) 貸付年度に施設の建設事業を行うもの及び次 年度以降施設建設が確実に行われる見込みのあ る用地購入事業
--	--	---